

青森市文化スポーツ振興公社における使途不明金に関する調査特別委員会設置の動議（否決）

上記の動議を青森市議会会議規則第16条の規定により提出します。

青森市文化スポーツ振興公社における使途不明金に関する調査を行うため、下記の特別委員会を設置する。

記

1. 特別委員会の名称・定数・所管事項

名 称	定 数	所 管 事 項
青森市文化スポーツ振興公社における使途不明金に関する調査特別委員会	1 1	青森市文化スポーツ振興公社における使途不明金に関すること。

2. 調査期限

青森市文化スポーツ振興公社における使途不明金に関する調査特別委員会は、所管事項に係る調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

平成18年6月23日